

医政発1018第17号  
平成25年10月18日

各都道府県知事  
各政令市長  
各特別区長 } 殿

厚生労働省医政局長  
(公印省略)

病院等における防火・防災対策要綱について

今般の福岡市博多区における有床診療所の火災の発生を受けて、標記要綱を別添のとおり見直したので、貴管内の施設あてに周知いただくとともに、消防機関及び建築部局と連携を図り指導いただくようご配意願いたい。

なお、「医療施設における防火・防災対策要綱の制定について」（昭和63年2月6日健政発第56号）については、廃止する。

おって、今回の通知は、昭和63年制定の要綱について、現時点で関係条文を整理するとの観点から総務省消防庁及び国土交通省にも確認していただいているところであるが、今後の本件火災の検討状況により、必要に応じて改定を行っていくことを念のため申し添える。

医政指発1018第1号  
平成25年10月18日

各都道府県・政令市・特別区 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局指導課長  
（公 印 省 略）

有床診療所等に対する防火・防災対策の周知徹底等について（依頼）

標記について、今般の福岡市博多区における有床診療所の火災の発生を受けて、本日付けで医政局長通知「病院等における防火・防災対策要綱について」を発出したところである。

なお、本通知は、貴管内の病院、診療所及び助産所を対象とするものであるが、特にスプリンクラーの設置義務が課されていない小病院、有床診療所及び助産所に対しては遺漏のないよう周知及び注意喚起を行うとともに、消防機関及び建築部局と連携を図り、防火設備の整備、夜間における避難体制の確立等、当該医療機関に対する防火・防災対策の一層の強化につき指導をお願いする。

【照会先】

医政局指導課

医療監視専門官 加藤  
都竹（つづく）

電話 03-3595-2194

FAX 03-3503-8562